

石巻文化センター

ごあんない

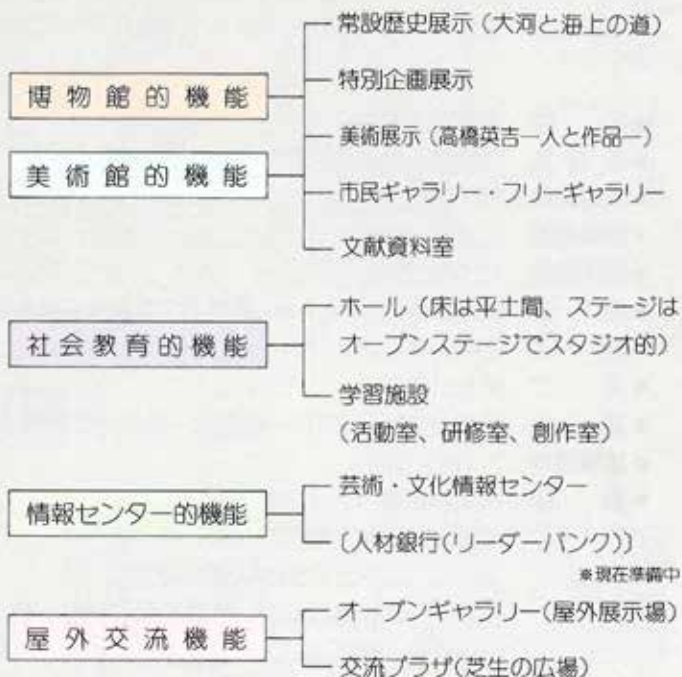


石巻文化センター

〒986 石巻市南浜町一丁目7番30号

TEL (0225) 94-2811(代)

五つの機能を持った 石巻文化センター



歴史展示室



美術展示室



文献資料室



ホール



研修室



創作室



噴水



オープンギャラリー



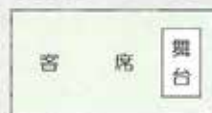
観客室

ホール

文化センターホールは、芸術文化の発表・鑑賞の場としてはもちろん、各種集會、会議、講演会、展示会など多目的に利用できるホールです。特にステージはオープンステージで創造的参加の場を目指したスタジオ的参加型ホールです。

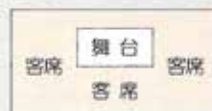
①エンドステージ

標準的な舞台の形です。
演出舞台等で舞台の増設もできます。



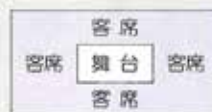
②スリーサイドステージ

三方が客席で各種イベントが非常に効果的に開催できます。



③センターステージ(アリーナステージ)

四方の客席と舞台とが一体となり親近感あふれる催しが開催できます。



※舞台の構成は館職員にご相談ください。

歴史展示室

「大河と海上の道」と題した常設展示室です。

縄文時代から近代までの石巻地方の歴史について、各時代ごとに特色あるテーマを選び、実物・模型・グラフィック・VTRなど多彩な手法を駆使して迫ります。また、自由に遊べるプレイ・シアター、石巻歴史クイズのコーナーもあります。

文献資料室

考古・歴史・民俗・美術等に関する書籍、雑誌、文献、図録などがあります。閲覧ご希望の方は受付へお申し出ください。

市民ギャラリー

展示会の規模に合わせた広さで開催できます。

企画展示室—最大壁面延長68m
壁面高さ 3.8m
第4～6研修室—最大壁面延長74m
壁面高さ 2.8m

なお企画展示室については、当センターが実施する企画展の開催や準備のため、利用期間が制限される場合もあります。

オープンギャラリー

屋外展示場として交流広場(芝生の広場)とともに利用できます。展示会の他に野外での音楽会やイベント開催広場として活用できるオープンスペースです。

美術展示室

「高橋英吉一人と作品一」と題し、若くして戦争の犠牲となった石巻出身の彫刻家高橋英吉の作品を展示します。

「海を主題とする三部作」「聖観音立像」などの大作から小品まで生涯にわたる作品をとおして、多彩な制作活動を回顧します。

創作室

- 利用できる時間
午前9時～午後7時
- 活動内容
絵画、陶芸、七宝、木工芸、木彫、木版画等
(ただし材料は各自持参していただきます)
- 申し込み
個人・団体(25人以内)いずれも事前に電話でお問い合わせください。
ただし、小学生以下の利用の場合には成人の方が同伴してください。

フリーギャラリー

小グループ展、子どもの絵展等無料で利用できる小展示ギャラリーです。(壁面延長 30m、壁面高さ 3.3m)

芸術文化情報センター

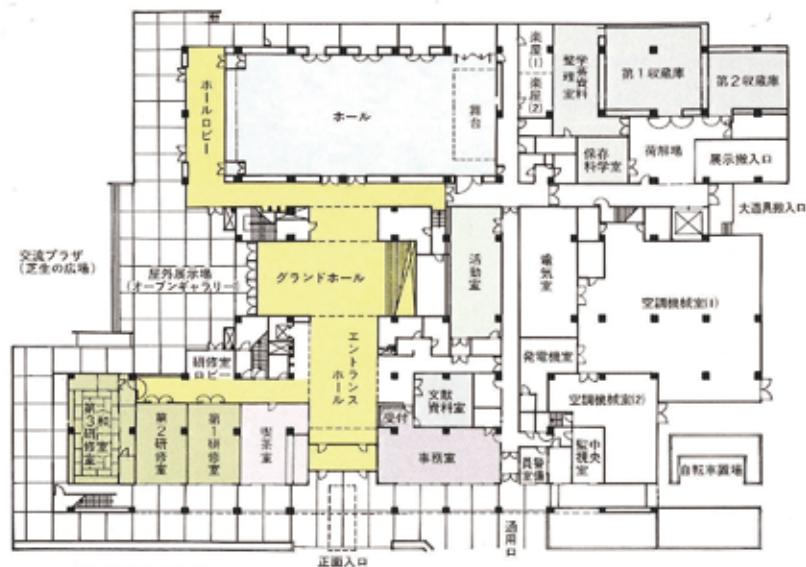
- サービス時間
午前9時～午後4時30分
- サービス内容
県内類似施設の催事情報
石巻圏域の芸術文化活動情報
誰でも参加できる生涯教育活動情報
- 問合せ先 0225-94-2811(内線26番)

石巻文化センターのあらまし

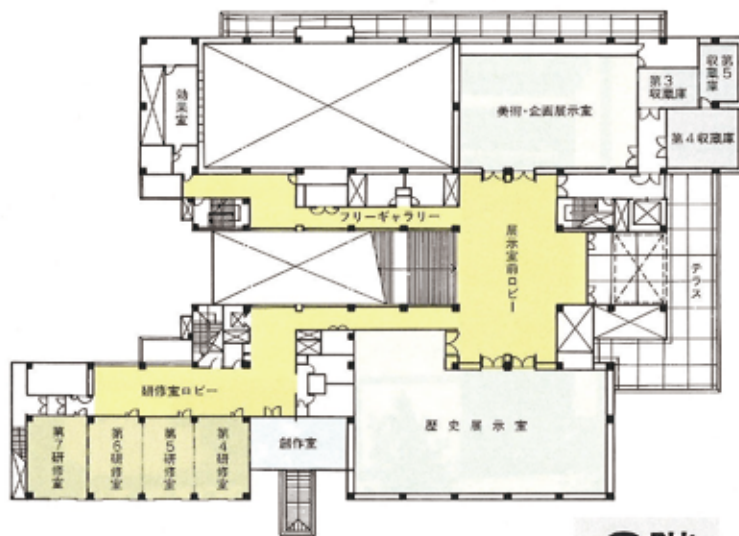
石巻文化センターは、博物館的機能・美術館的機能・社会教育的機能・情報センター的機能・屋外交流機能の五つの機能を兼ねそなえた複合施設です。石巻圏域住民が地域の過去をふり返り、現在をみつめ、よりよい未来を展望しながら、個性的な文化をもった魅力ある地域社会を築きあげるための中核施設であります。

- 名称 石巻文化センター
- 所在地 宮城県石巻市南浜町1丁目7番30号
- 敷地面積 11,796.28㎡
- 建築面積 3,615.18㎡
- 延床面積 5,979.75㎡
- 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造地上2階塔屋3階建
- 起工 昭和59年6月
- 完工 昭和61年10月
- 開館 昭和61年11月2日(一部開館 昭和61年3月1日)
- 総事業費 2,419百万円
- 施設 歴史展示室 (501.3㎡)
美術・企画展示室(322.8㎡)
ホール 収容定員500席(通常430席)
楽屋(1)~(2)、楽屋控室、活動室(防音室)、第1~7研修室、創作室、オープンギャラリー(屋外展示場)、交流プラザ(芝生の広場)、展望フロア、市民ギャラリー

● 配置図

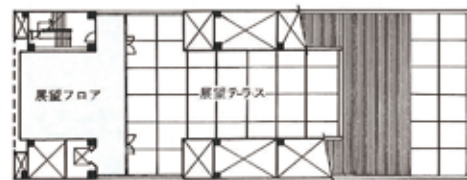


1階



2階

塔屋2階



石巻文化センターの使用にあたって

■使用申し込み

- 申し込みは使用予定日の1年前から10日前まで受付けます。
- 申し込みは使用者が直接来館し、所定の「使用許可申請書」に必要事項を記入押印して提出してください。
- 使用承諾のときは使用予定日の10日前までに使用料を前納していただき、「使用許可書」をお渡しいたします。なおすでに納められた使用料は原則としてお返ししません。

■使用時間および使用料

- 使用時間の区分、および使用料は別表のとおりです。
- 使用許可を受けた時間以外での使用はできませんから、時間は必ずお守りください。万一使用許可時間を超過して使用しなければならぬときは、事前に文化センター事務室にお申し出ください。
- 使用時間には、会場の準備(大道具セット・照明・音合せなどの仕込時間)、お客様の入退場、および後始末等に要する時間も含まれていますので、催物を計画される場合には、このことを十分考慮に入れて、使用時間を決めください。やむを得ない事由により許可時間内に終わらないときは、超過料金をいただきます。

■使用許可の制限

- 次の場合は、施設の使用許可はできません。また、すでに許可している場合でも使用許可の取り消しをすることがあります。
- (1)公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
 - (2)施設、設備等を損傷又は汚損するおそれがあると認めるとき。
 - (3)使用許可の申請に偽りがあったとき。
 - (4)許可された使用条件に違反したとき。
 - (5)使用の権利を譲渡したり転貸したとき。
 - (6)管理上支障があるとき。

■使用前の準備

- 催物を円滑に進行するため、使用日の10日前までに、プログラム・台本・進行計画表等をご持参のうえ、舞台装置・照明・音響・進行時間等について、必ず関係職員と打ち合わせをしてください。
- 使用者は、文化センター内の秩序を保つため、必ず会場責任者・会場整理担当者および受付・もぎり担当者・楽屋管理者を定めて、関係職員と連絡をとるようしてください。
- 使用が許可された場合には、使用内容によりあらかじめ次の官庁へ届出が必要です。
 - (1)入場税 石巻税務署(22-4151)
 - (2)娯楽施設利用税 石巻税務事務所(95-1411)
 - (3)著作権 (社)日本音楽著作権協会東北支部(022-264-2266)
 - (4)間雑居(混雑が予想される場合) 石巻警察署(95-4141)
- 終演が午後7時30分以後に予定されている場合で、臨時バス運行ご希望のときは、一週間前までに文化センター事務室へお申し出ください。

■使用上のご注意

- 使用責任者は当日必ず「使用許可書」を事務室にご提示ください。
- 使用が終了ときは、設備・備品等をもとの状態にもどして職員の手検を受けてください。(これをなさらないときは、市で行いその費用を負担していただきます。)
- 文化センター敷地内において物品の販売、寄付金の募集、飲食物の提供等を行う場合は、あらかじめ承認を受けてください。
- 文化センターに看板・ポスター等を掲示する場合はあらかじめ職員にご相談ください。
- 使用責任者は、次の事項を遵守するとともに、関係者および入場者に責任をもって指示してください。
 - (1)使用施設の収容定員を超過して入場させないこと。
 - (2)ふだりに火気を使用したり、危険な行為をしないこと。
 - (3)参加者に対し所定の場所以外で喫煙又は飲食を行わせないこと。
 - (4)火災及び盗難の防止に留意すること。
 - (5)使用中に施設・設備等を汚損・き損しないこと。
 (万一汚損・き損した場合はその費用を弁償していただきます)
- 施設等の使用については、職員の指示に従うこと。

石巻文化センター使用料

区分	基本使用料							
	午前 AM 9:00~12:00	午後 PM 1:00~5:00	夜間 PM 6:00~9:30	昼間 PM 9:00~5:00	夜間 PM 1:00~9:30	全日 AM 9:00~9:30		
ホール	平日 4,800円	6,500円	8,000円	11,300円	14,500円	19,300円		
ホール	土曜日・休日 6,000円	8,000円	10,000円	14,000円	18,000円	24,000円		
楽屋	1	500	800	1,000	1,300	2,300		
	2	500	800	1,000	1,300	2,300		
	控室	200	300	400	500	700	900	
活動室	1,300	1,600	1,800	2,900	3,400	4,700		
研修室	第1	1,000	1,300	1,600	2,300	2,900	3,900	
	第2	1,000	1,300	1,600	2,300	2,900	3,900	
	第3	和室①	600	900	1,200	1,500	2,100	2,700
		和室②	600	900	1,200	1,500	2,100	2,700
	第4	1,000	1,300	1,600	2,300	2,900	3,900	
	第5	1,000	1,300	1,600	2,300	2,900	3,900	
	第6	1,000	1,300	1,600	2,300	2,900	3,900	
第7	1,300	1,600	1,800	2,900	3,400	4,700		
市民ギャラリー	企画展示室	1日につき		4,000円				
	第4研修室	1日につき		1,000円				
	第5研修室	1日につき		1,000円				
	第6研修室	1日につき		1,000円				
創作室	一人1日につき		100円					
市民ギャラリー	1日につき		4,000円					
冷暖房	ホール	1時間につき		2,000円				
	楽屋	各室 1時間につき		100円				
	活動室	1時間につき		200円				
	研修室	各室 1時間につき		200円				
	市民ギャラリー	企画展示室	1時間につき		500円			
		第4研修室	1時間につき		200円			
第5研修室		1時間につき		200円				
第6研修室		1時間につき		200円				

備考

- 1 入場料、会費又はこれらに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴する場合の使用料は、基本使用料(冷暖房使用料を除く。以下同じ。)に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算します。
 - (1) 入場料等の一人当りの徴収額の最高額(以下「入場料等の最高額」という。)が300円を超え500円以下の場合 20%
 - (2) 入場料等の最高額が500円を超え1,000円以下の場合 50%
 - (3) 入場料等の最高額が1,000円を超え3,000円以下の場合 100%
 - (4) 入場料等の最高額が3,000円を超える場合 150%
- 2 商品の販売又は宣伝を目的として使用する場合の使用料は、基本使用料に150%を乗じて得た額を加算します。
- 3 準備又は練習のためホールの舞台を使用する場合及び準備のため市民ギャラリーを使用する場合の使用料は、基本使用料に50%を乗じて得た額とします。
- 4 使用時間が本表に定める使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合は、その使用時間1時間につき当該基本使用料(1及び2に該当するときは、その加算した額を含む)の30%の額(100円未満の端数は切り上げる。)とします。
 - ※附属設備等の使用料金表は別に用意しています。
 - ※冷暖房を使用する場合原則として冷暖房は6月15日～9月30日、暖房は11月1日～4月30日までとします。
 - ただし、ホール(楽屋を含む)以外の各室を利用する場合、空調完備期間中(冷房にあつては6月16日～9月15日、暖房にあつては6月1日～3月31日)は使用申請時間によって冷暖房料金をいただきます。

文化センター利用のご案内

●開館時間

展示室観覧時間	午前9時～午後4時30分
ホール等利用時間	午前9時～午後9時30分

●休館日

毎週月曜日(祝日を除く)・祝日の翌日(土、日曜日を除く)・年末年始(12月28日～1月4日)
また臨時に休館することがあります。

●観覧料

観覧券	区分	小・中学生	高校生	一般 (学生を含む)
	常設展示	個人	50 円	100 円
団体		40	80	160

(団体は20名以上です)

*観覧券の発売は午後4時までです。

*美術展示室(高橋英吉一人と作品一)は展示替え等により観覧できない場合もあります。

●プレイシアター上映時刻(歴史展示室)

ビデオ《石巻ふるさと紀行》(上映時間約15分)

	午 前		午 後	
開始時刻	10時	11時30分	1時30分	3時

●交通案内

- 市内循環バス利用の場合(石巻駅前バス停より)
山下廻り、門脇廻りとも日産漁業前下車、徒歩5分
- タクシー利用の場合 石巻駅から約10分

●位置図

